

第3次飯塚市総合計画策定に関する全員協議会（第3回）における意見一覧及び事務局対応(案)

着色セルについて

個別事業についてのご質問ですので、当日の説明は割愛いたします。

本計画に反映済です。

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応(案)	回答
1	基本計画(素案)	全体	目標達成指標について	基準値及び目標値の「年」の定義を伺いたい。	総合計画において記載いたします。	「年度」の意味合いで記載しておりましたので、修正いたします。
2	基本計画(素案)	全体	各施策	第2次総合計画で目標未達成となった項目について、原因や反省、今後の改善方針が市民に伝わるよう記載すべき。	公表済み (第1回全員協議会資料3 策定経過報告)	第2次飯塚市総合計画につきましては、計画期間が2026(令和8)年度までであることから、2024(令和6)年度までの進捗状況及び主な課題を「第3次飯塚市総合計画 策定経過報告」として取りまとめ、ホームページにより公表しております。 第3次飯塚市総合計画の策定にあたっては、これらを踏まえ、策定を行っております。
3	基本計画(素案)	4	1-2 ジェンダー平等・男女共同参画の推進	男女共同参画推進センターの積極的活用を記載すべき。	総合計画において記載いたします。	第3次総合計画素案の施策を実現するための基本事業①②③につきましては、現在並行して審議中の「第3次飯塚市男女共同参画プラン」との整合性を図るため、審議の進捗に合わせて内容を差し替える予定としておりました。このたび審議がある程度進んでまいりましたので、基本事業の内容を修正したいと考えております。 ①ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり 男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、ジェンダー平等・男女共同参画の意識づくりを進めます。男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点とし、様々な場面を通じて市民や事業者、地域団体等に対する啓発などを行うとともに、あらゆる年代における教育・学習機会の充実を図り、家庭や地域における男女共同参画を促進します。 ②あらゆる分野における女性の活躍推進 男女が対等な立場で様々な分野に参画することができる環境整備を進め、政策・方針決定過程への女性の参画や地域における男女共同参画を推進します。女性が自らの意思によって職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるよう、職場での男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。 ③男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり ジェンダーに基づくあらゆる暴力や人権侵害について未然の防止と被害者の早期発見、相談支援体制の充実に努めるとともに、性別やライフステージに応じた健康支援やリプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解の促進を図ります。様々な困難を抱える人への支援や、防災・減災に関する取組に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくりを推進します。
4	基本計画(素案)	5	1-3 協働のまちづくりの推進	自治会加入率の目標値は「50%」ではなく「50%以上」と表現すべき。	総合計画において記載いたします。	目標値を「50%以上」に変更いたします。 他の目標値についても、見直しを検討いたします。 (最高値や最低値でなければ、「以上」「以下」を付すことを検討。)
5	基本計画(素案)	5	1-3 協働のまちづくりの推進	協働・地域活動・市民活動の関係性が分かるよう、基本事業の構成・文言を整理すべき。2段落目については、③に異動させるなど工夫が必要と考える。	総合計画において記載いたします。	施策1-3 協働のまちづくりの推進 基本事業①の2段落目について、以下のとおり修正いたします。 「また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、市民等、地域活動団体、市民活動団体の支援の強化に努めます。」
6	基本計画(素案)	5	1-3 協働のまちづくりの推進	市民活動に関する成果指標として、協働事業数等を追加すべき。	総合計画において記載いたします。	以下の目標達成指標を追加いたします。 「活動団体等との協働事業実績数」

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応(案)	回答
7	基本計画(素案)	5	1-3 協働のまちづくりの推進	自治会加入目標は、自治会加入の任意性を踏まえ慎重・抑制的に設定すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として、市民協働部と共有いたしております。
8	基本計画(素案)	5	1-3 協働のまちづくりの推進	まちづくり協議会への補助金上乘せ等について透明性を確保すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として、市民協働部と共有いたしております。
9	基本計画(素案)	5	1-3 協働のまちづくりの推進	交流センターの指定管理化により、市の公的責任が放棄されないようにすべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として、市民協働部と共有いたしております。
10	基本計画(素案)	6	1-3 協働のまちづくりの推進	「まちづくりリーダー」の定義、主語、主体が分かりにくい、また人材育成・ネットワークの構築をどこがするのか、市民に分かりやすい表現へ修正すべき。	総合計画において記載いたします。	施策1-3 協働のまちづくりの推進 基本事業③の2段落目について、以下のように修正いたします。 「さらに、協働のまちづくりの人材発掘と育成の充実のための支援、情報共有のための環境の構築に努めます。」
11	基本計画(素案)	6	1-3 協働のまちづくりの推進	市民活動について、新たな基本事業を追加すべき。	記載済	施策1-3 協働のまちづくりの推進 基本事業①の2段落目にて、以下のように修正いたします。 「また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、市民等、地域活動団体、市民活動団体の支援の強化に努めます。」
12	基本計画(素案)	7	1-4 情報化社会への適切な対応と情報発信の充実	広報いづかについて、自治会加入の有無にかかわらず市からの情報が届く仕組みが必要。	ご意見として庁内共有	ご意見として、総務部と共有いたしております。 現状の自治会未加入世帯への対応ですが、紙ベースの広報いづかは、各交流センターやショッピングモールなど拠点施設に配架したものを取りに行ってもらう方法で対応しております。なお、電子書籍分の広報いづかは自治会未加入者にも容易に閲覧できるよう、発行日に市HPや公式LINEで発信を行っております。
13	基本計画(素案)	9	2-1 効果的・効率的な行政経営の推進	業務効率化の財政効果額だけでなく、事務事業数もKPIIにしてはどうか。	個別の事業実施において検討いたします。	総合計画には記載いたしません、事務事業数については飯塚市行政経営戦略推進ビジョンの補助指標として追加することを予定しております。
14	基本計画(素案)	10	2-1 効果的・効率的な行政経営の推進	マイナンバー制度では個人情報保護を徹底し、カードを持たない市民も行政サービスで不利益を受けないよう配慮すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として、総務部と共有いたしております。
15	基本計画(素案)	10	2-2 公共施設の総合的管理の推進	頼田明治抗について、10年後を見据えた具体的な方向性があるのか確認。	ご意見として庁内共有	ご意見として、行政経営部と共有いたしております。

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応(案)	回答
16	基本計画(素案)	10	2-2 公共施設の総合的管理の推進	潁田地域の公共施設・土地に関する請願書の取扱い、総合計画や公共施設等総合管理計画への位置付けを確認。財源措置も含めて取組の中での位置づけが必要。	ご意見として庁内共有	ご意見として、行政経営部と共有いたしております。 まちづくり協議会からの要望について、総合計画や公共施設等総合管理計画に位置付ける(記載する)予定はありませんが、いただいたご意見は今後の協議の中で参考とさせていただきます。
17	基本計画(素案)	13	2-4 職員の人材育成・確保の推進	職員採用率だけでなく、退職率等の出口指標も設定した方がよい。	個別の事業実施において 検討いたします。	退職は、介護や配偶者の転勤といった個人的な事情によるものもあり、退職率の増減により『総合計画の施策の成果』を測ることが難しいことから、退職率等の内部の組織マネジメントに関する指標は、事務事業の指標として把握・管理してまいります。
18	基本計画(素案)	20	3-3 障がい者福祉の充実	駅ホームからの転落防止について、JRと協議すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として、福祉部と共有いたしております。
19	基本計画(素案)	20	3-3 障がい者福祉の充実	障がいのある方の公共施設利用料減免について確認。	ご意見として庁内共有	ご意見として、福祉部と共有いたしております。
20	基本計画(素案)	20	3-4 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	介護保険料をはじめとする負担軽減について記述が必要。	個別の事業実施において 検討いたします。	利用者の負担軽減については、現行の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に記載しております。また今年度作成する次期事業計画においても記載の検討をしておりますので、本計画への記載は見送っております。
21	基本計画(素案)	20	3-4 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	敬老祝い金の77歳・99歳除外は問題であり、制度廃止につながることを懸念。	ご意見として庁内共有	ご意見として、福祉部と共有いたしております。
22	基本計画(素案)	23	章構成	「こども・子育て」の章構成について、「こども・若者が健やかに成長する環境づくり」を先に配置するなど、施策の並び順を見直すべき。	本計画への反映は見送る	現状の施策の並び順で問題ないものと考えております。
23	基本計画(素案)	23	4-1～4-3	就学前だけでなく18歳までのこどもも含めて考えるべき。施策体系が分かりにくいため、4-2と4-3の役割や、放課後児童クラブ等の位置付けを整理すべき。	本計画への反映は見送る	4-2において就学前、4-3において就学後以降18歳までの対応を想定しております。 また、放課後児童クラブについては、こどもの意見を尊重しながら学校や地域と連携して、こどもにとって安全であり安心できる居場所であることを重視しておりますので、こどもを主体とした4-3に記載しております。
24	基本計画(素案)	23	4-1 子育て支援の推進	年少人口は将来の生産年齢人口につながる重要な層であり、より高い目標を掲げるべき。	本計画への反映は見送る	当該目標値については、目標人口と整合性を図っております。同一の計画内の目標値になりますので、ご理解をお願いいたします。

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応(案)	回答
25	基本計画(素案)	23	4-1 子育て支援の推進	年少人口は人数だけでなく、総人口に占める割合も併記した方が、市民に分かりやすい。	本計画への反映は見送る	総人口が減少すると年少人口の割合が増加しても年少人口の数値は減少するため、割合を目標とすることは、人口減少抑制の効果を測ることが困難であることから、割合ではなく人数を指標として設定しております。
26	基本計画(素案)	23	4-1 子育て支援の推進	出生数910人という目標は根拠が市民に分かりにくい ため、出生率や「出生率＋人数」など、考え方が伝わる指標・表現へ見直すべき。	—	第4回審議会において審議いたします。
27	基本計画(素案)	23	4-1 子育て支援の推進	出生数を行政の目標値にすることは慎重であるべき で、項目から外すべき。	—	第4回審議会において審議いたします。
28	基本計画(素案)	24	4-1 子育て支援の推進	施策方針の「男女がともに」は限定的であり、「保護者 その他子供を養育する者」等を含む表現に見直すべき。	総合計画において記載いたします。	ご意見を踏まえ、以下のように変更いたします。 「地域とのつながりのなかで、こどもを育む全ての人が、こどもの成長や子育てに伴う喜びを実感できるよう、全てのこども・子育て家庭への子育て支援や経済的支援を推進します。」
29	基本計画(素案)	24	4-1 子育て支援の推進	プレコンセプションケアを含めるのであれば、「妊娠期 から」ではなく「妊娠前から子育て期」と表記すべき。	本計画への反映は見送る	現状と課題の記述は、こども家庭センターの内容であり、個別事業についての記載ではなく、包括的な内容であるため、現状のままで問題ないものと考えております。
30	基本計画(素案)	25	4-2 就学前教育・保育の充実	保育士確保には処遇改善、公立保育所の維持・拡 充が必要。	本計画への反映は見送る	現状と課題の中で保育士の確保に向けた取り組みについて記載しておりますので、現状のままで問題ないものと考えております。
31	基本計画(素案)	27	4-3 こども・若者が健やかに 成長する環境づくり	放課後児童クラブ満足度の目標値は「90%」ではなく 「90%以上」と表記すべき。	総合計画において記載いたします。	目標値を以下のとおり修正いたします。 ・放課後児童クラブの活動内容に満足している利用保護者の割合 ・放課後児童クラブを楽しいと思う利用児童の割合 の目標値を「90.0%以上」に変更。 他の目標値についても、見直しを検討いたします。 (最高値や最低値でなければ、「以上」「以下」を付すことを検討。)
32	基本計画(素案)	28	4-3 こども・若者が健やかに 成長する環境づくり	「規範意識や社会性を育む」のうち、「規範意識」は削 除した方がよい。	総合計画において記載いたします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 ① こども・若者を地域で支える環境づくりの推進 地域や関係団体と連携し、体験活動や学びの機会を充実させることで、地域への愛着の醸成や社会性・コミュニケーション能力を高める取組を推進します。

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応(案)	回答
33	基本計画(素案)	28	4-3 こども・若者が健やかに成長する環境づくり	放課後児童クラブについて、公的役割を取り戻す視点で進めるべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として、教育部に共有いたしております。
34	基本計画(素案)	'28、41-42	4-3 こども・若者が健やかに成長する環境づくり、6-1 教育の推進	困難を有するこども・若者支援と、教育分野の不登校児童生徒支援との整理を見直すべき。	本計画への反映は見送る	以下のような整理をしており、現状のままで問題ないものと考えております。 4-3記載の関係機関とは、不登校支援以外にも就労やヤングケアラー等幅広くとらえています。こども・若者の本人への支援充実のための事業となります。また、6-1に記載の関係機関とは、不登校支援のために、例えばSCやSSW、教育相談機関などとの連携を図りたいと考えています。
35	基本計画(素案)	30	5-1 農林業の振興	地域食料自給率を目標達成指標に入れてはどうか。飯塚市単独で試算したことはあるか確認。	本計画への反映は見送る	「食料自給率」は国や都道府県単位において農林水産省が公表していますが、全市町村別の公式統計データは存在しておらず、市独自による算出が困難であるため指標にはしていません。
36	基本計画(素案)	30	5-1 農林業の振興	若い世代の農業従事者を特別に支援する施策が必要。	記載済	若い世代の農業従事者への支援については、重要な課題と認識しております。そのため、基本事業において「多様な担い手の育成・支援」を掲げており、その中で若い世代の農業従事者への支援についても取り組んでいきたいと考えております。
37	基本計画(素案)	30	5-1 農林業の振興	農業従事者を目標達成指標によりどの程度広げられるのか、雇用・所得の観点から指標化を検討すべき。	本計画への反映は見送る	農業分野における雇用の確保と農業者の所得向上は、本市農業の持続的な発展にとって重要であると認識しておりますが、雇用人数については、家族従事者、常雇いや臨時雇いなど就業形態が多様であり、単純な人数では雇用の安定性などを的確に示すことが難しい状況にあること、また、農業所得に関しても本市全体の所得を継続して把握できる市町村単位の公的統計が確認できないことから、いずれも重要な視点ではありますが、客観的かつ継続的に検証ができる数値指標として掲げることは困難であると考えております。
38	基本計画(素案)	36	5-4 創業起業の促進と企業誘致	インキュベーション施設について、単なる安価な貸室ではなく、起業家同士や行政との人的交流を強化し、支援機能を高めるべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として経済部に共有いたしております。
39	基本計画(素案)	38	5-5 商業の振興	個店の経営力強化は独自努力だけでは厳しく、市として関係団体と連携し支援を強化すべき。個店に関する目標指標がないことも検討すべき。	本計画への反映は見送る	個店が活性化することが市内経済活性化につながるため、関係団体と連携し個店の経営力強化を図ってまいります。しかしながら、個店の業種、規模、立地条件やそれぞれ抱える経営課題は様々であり、共通の数値目標(売上高や利益率の向上など)を設定し測定することが困難なため、個店に関する数値目標が設定できておりません。
40	基本計画(素案)	40	5-6 観光の振興	立岩遺跡、神功皇后伝説、長崎街道、炭鉱遺産、スイーツ等をつなぎ、時間軸を巡るストーリー性ある観光振興を進めるべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として経済部に共有いたしております。
41	基本計画(素案)	40	5-6 観光の振興	歴史資料館等のSNS情報発信を評価しつつ、市公式アカウントや市長の協力、少額予算等により発信力を支援すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として総務部に共有いたしております。

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応(案)	回答
42	基本計画(素案)	40	5-6 観光の振興	オートレースを観光振興に位置付けることが適切か疑問であり、より適切な位置付けを検討すべき。	記載済	オートレースの魅力を発信し、市内に誘客することで、地域経済の活性化を推進するものと考えております。
43	基本計画(素案)	40	5-6 観光の振興	オートレース事業拡大によるギャンブル依存症拡大の懸念があり、十分な依存症対策が必要。	ご意見として庁内共有	ご意見として経済部に共有いたしております。 なお、現状の対策としては、広告・宣伝等は、過度に射幸心をあおる内容にならないよう留意し、車券を購入することが禁じられている20歳未満の者に対し投票券の購入を禁止することや、ギャンブル等依存症の抑止のため、「のめり込み」を防止し節度ある購入を促す等の配慮を行っております。
44	基本計画(素案)	42	6-1 人権を尊重する豊かな心、健やかな体を育む教育の推進	不登校児童生徒支援において、教育支援センター運営にボランティアが協力する場合は、適切な処遇を定めて対応すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として教育部に共有いたしております。
45	基本計画(素案)	46	6-3 生涯学習の振興	図書館利用者数の目標について、本市人口を踏まえるとさらに高い目標設定も考えられるのではないかと。図書館5館を活用し、交通利便性向上、食事可能化、利用者要求の把握、移動図書館等を検討すべき。	個別の事業実施において検討いたします。	目標値については、近年の利用者数推移とともに、利用促進及び館内環境向上効果を考慮した数値目標としております。 利用者の居心地の良い空間づくりや、移動図書館等につきましては、今後、調査・研究を行います。
46	基本計画(素案)	56	7-1 災害減災対策の充実	西山断層帯による直下型地震への対応で防災計画を十分強化すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として総務部に共有いたしております。
47	基本計画(素案)	56	7-1 災害減災対策の充実	災害時には食料・水の確保が重要であり、想定外の事態に備えた対応を特別に考える必要がある。	ご意見として庁内共有	ご意見として総務部に共有いたしております。
48	基本計画(素案)	56	7-1 災害減災対策の充実	流域治水に関連し、排水機場ポンプ停止や水門開放による被害拡大がないよう、市として対応を明確にすべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として総務部に共有いたしております。

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応(案)	回答
49	基本計画(素案)	57	7-2 消防・救急体制の充実	消防団員充足率について、70～80%以上を目指すなど、より高い方向性を示すべき。	本計画への反映は見送る	100%を目指してはおりますが、団員確保が厳しい状況を踏まえ75%設定としております。消防団と共に団員確保に努めてまいります。
50	基本計画(素案)	57	7-2 消防・救急体制の充実	消防ポンプ車更新について、25年基準でよいのか、車両性能や維持費、コンパクト車両化も踏まえ研究すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として総務部に共有いたしております。
51	基本計画(素案)	59	7-3 生活安全の向上	防犯灯設置本数の目標が10年で275本増にとどまる理由を確認。必要箇所数の確認や市直営設置を含めた仕組みづくりが必要。	ご意見として庁内共有	ご意見として総務部に共有いたしております。
52	基本計画(素案)	59	7-3 生活安全の向上	自治会加入率低下やミニ開発等により、防犯灯設置を自治会任せにするだけでは不十分であり、市による仕組みづくりが必要。 目標値として設定しない方が良いのでは。	本計画への反映は見送る	防犯灯の維持・管理については、飯塚市自治会連合会自主防災部会において協議を行っており、市内防犯灯の正確なデータに基づき、今後の持続可能性や運用の在り方を検討する上でも必要な指標と考えます。
53	基本計画(素案)	62	7-4 計画的な土地利用の推進	盛土規制法の記載がない。筑穂内野の土砂の状態等を踏まえ、計画に盛り込むことを検討すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として都市建設部に共有しております。
54	基本計画(素案)	64	7-5 定住環境の充実	定住促進には住宅を建てるための土地確保が必要であり、市有地や遊休公有地を積極活用すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として総務部に共有しております。
55	基本計画(素案)	66	7-6 公共交通の維持と利便性の向上	福岡空港駅とJR篠栗線接続については、将来人口や市負担の可能性も考慮し、「取り組む」ではなく研究・考慮する表現に留めるべき。	総合計画において記載いたします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 福岡市地下鉄福岡空港線とJR篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら協議を行います。
56	基本計画(素案)	70	7-8 道路の整備	カーブミラーや転落防止柵等は、交通安全対策交付金だけでなく市費も含めて計画的に整備すべき。	ご意見として庁内共有	ご意見として都市建設部に共有しております。
57	基本計画(素案)	72	7-9 上下水道の整備と更新	上下水道は民営化せず公的責任を果たすこと、料金負担軽減について記載すべき。	本計画への反映は見送る	●公的責任について 公的責任がなくなることはないため、計画への記載はいたしません。 ●料金負担軽減について 料金水準については5年を目途に適正かどうかの判断を行うこととしており、結果として負担軽減とならない可能性もあることから、計画への反映は行いません。

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応(案)	回答
58	基本計画(素案)	72	7-9 上下水道の整備と更新	水道料金・下水道料金の値上げについて、市民に十分知らされておらず、市民が納得又は意思表示できる開かれた説明が必要。	ご意見として庁内共有	ご意見として企業局に共有しております。
59	基本計画(素案)	76	8-2 快適な生活環境づくり	近隣市町で計画されている医療系廃棄物焼却場に関し、大気・水・土壌・ダイオキシン等への住民不安があるため、現状認識として記載を検討すべき。	本計画への反映は見送る	本計画では、市全体の現状と課題を記載しておりますので、「医療系」等限定した記載はいたしません。
60	基本計画(素案)	76	8-2 快適な生活環境づくり	環境美化活動の推進に、不法投棄やごみ持ち帰りだけでなく、事業系による水・空気等への環境マナー啓発や監視強化を盛り込むべき。	記載済	施策を実現するための基本事業③環境美化活動の推進の内容に含まれております。
61	基本計画(素案)	76	8-2 快適な生活環境づくり	大将陣の件は長期的課題になるため、基本計画に「大将陣」という単語を入れてもよいのではないかな。	本計画への反映は見送る	本計画では、大将陣だけではなく市全体の現状と課題を記載しておりますので、特定の地域について記載いたしません。
62	基本計画(素案)	78	8-3 循環型社会・脱炭素社会の推進	目標達成指標「1人当たりの一般廃棄物排出量」は「1人1日当たり」とすべき。また基準値984.0g、目標値958gの根拠を確認したい。	総合計画において記載いたします。	「1人当たり」の表記については「1人1日当たり」へ変更いたします。 また、基準値及び目標値の根拠については、令和4年3月「一般廃棄物処理基本計画」より算出しております。
63	基本計画(素案)	78	8-3 循環型社会・脱炭素社会の推進	「サポート体制」の意味が分かりにくいいため、ごみ減量化の啓発等、市民に伝わる表記にすべき。	総合計画において記載いたします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「現状と課題」最終行から2行目 「今後は、イベント、各種教室及び出前講座等を通して地球温暖化対策や4Rの推進等わかりやすい情報提供を行い、市民や事業者が…」
64	基本計画(素案)	78	8-3 循環型社会・脱炭素社会の推進	家庭系ごみだけでなく事業系ごみの取扱いも整理することで、大幅なごみ減量につながる可能性がある。住民負担を増やさない多様な方法を記載すべき。	個別の事業実施において検討いたします。	今年度行う「一般廃棄物処理基本計画」中間見直しにて、ごみ排出量削減に向けた取組を事業者調整等を行っております。 今後は、その内容を検討してまいります。
65	基本計画(素案)とSDGsとの関連性	—	—	SDGs目標5「ジェンダー平等」は横断的視点であり、関連付けを増やすとともに、全17目標との関連を再点検すべき。	総合計画において記載いたします。	ご意見を踏まえ、全庁的に見直しを行っております。 別紙のとおり

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応(案)	回答
66	参考資料 (第2回審議会資料 「第2次総合計画にお ける目標人口と推計 値及び実績値比較」)	—	—	人口推計資料は自然増減と社会増減が混在しており、行政の取組成果が分かりにくいいため、社会増減を分けて評価できる資料に見直すべき。	記載済	本計画において、目標人口を設定していることから、本資料では総人口について分析を行っております。なお、自然増減(出生数・死亡者数)及び社会増減(転入数・転出数)の推移については、序論に記載しております。また、自然増減及び社会増減に関する施策の評価・分析については移住定住施策に特化した飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略にて取り組んでおります。
67	参考資料 (第2回審議会資料 「第2次総合計画にお ける目標人口と推計 値及び実績値比較」)	—	—	人口そのものではなく、行政施策の成果が分かるKPIを設定し、政策効果を評価しやすくすべき。	記載済	本市が目指す都市目標像の実現については、人口の推移にて確認することが適切であると考えますので、目標人口については設定いたします。 なお、政策(施策)効果の評価については、各施策ごとに目標達成指標を設定し、進捗確認等を行ってまいります。
68	参考資料 (第2回審議会資料 「第2次総合計画にお ける目標人口と推計 値及び実績値比較」)	—	—	人口管理・施策立案において、国勢調査人口と住民基本台帳人口のどちらを実態として捉えるべきか確認。	本計画への反映は見送る	国勢調査ベースに目標人口を設定しておりますのは、 ①将来人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が提供する推計モデルを基礎としており、全国一律の基準である国勢調査人口を用いることで、他自治体との比較が可能となること。 ②住民基本台帳人口は、転出入の届け出の遅れや、実態として居住していない世帯などが含まれる場合があるのに対し、国勢調査は実際にその地で生活している「実態人口」を把握するもので、行政需要(インフラ整備や福祉サービス)を検討する上で、より精度が高いデータとして国勢調査を優先していること。 ③国勢調査は5年に1度ではありますが基幹統計であり、長期的な人口動向を分析する上で、信頼性の高いデータソースとして、地方自治体の計画策定において標準的に採用されていること。 一方、住民基本台帳ベースの有用性については、 ①毎月更新されるため、直近の転出入の傾向や地域ごとの人口動態を把握する上では有用であること。 ②将来人口の「目標値」は国勢調査ベースで全体像を管理しつつ、住民基本台帳データを活用することにより、実態に即した事業実施が可能であること。 以上のことから、第3次総合計画においては、統計の継続性と精度が担保される国勢調査ベースでの管理することを考えております。 しかし、計画の運用段階や施策の評価においては、住民基本台帳データを併用し、実態との乖離を最小限に留める運用を行ってまいりたいと考えております。 なお、住民基本台帳に基づく実績値については、資料編に掲載する予定としております。
69	参考資料 (第2回審議会資料 「第2次総合計画にお ける目標人口と推計 値及び実績値比較」)	—	—	住民基本台帳人口と国勢調査人口との差が財政に影響するため、国勢調査回答や住民登録の働き掛けを継続・強化すべき。	ご意見として庁内共有	庁内で意見の共有を行います。
70	参考資料 (第2回審議会資料 「第2次総合計画にお ける目標人口と推計 値及び実績値比較」)	—	—	国勢調査人口と住民基本台帳人口の差から政策論をつくらせることができるため、執行部も人口統計の分析を深め、議会にも共有すべき。	ご意見として庁内共有	人口統計の分析を深めるとともに、議会に共有いたします。